

平川 彰著

律藏の研究

佐々木教悟

佛教の僧伽は和合衆あるいは和合僧などといわれているように、平和・和合を實現することを目的とし、また實際上それを實現していたとみられる。しかしながら、その平和とか和合とかいわれるものは、いかなる性質のものであり、またいかなる方法でそれが實現されようとしていたかという點に關しては、今日といえどもまだ充分に明かになされていない。ところで、この點についてわれわれに光りを投ずるのは、律藏とよばれる一群の文獻である。律藏は戒律そのものの研究ということ以上に、上述の問題についての究明にも缺くことのできない貴重な資料であることができる。そこで、これらの問題を學問的に考察し論述するためには、まず初めにこの律藏についての資料上の研究が要請せられる。著者はかような見地から律藏の内容の研究を予想し、その研究の準備として、この研究がくわだてられた旨を述べているが、かかる基礎的研究は久しく學界が待望していたものであるから、その待望にこたえたという點で、本書の出現はまことに意義のあるものといえることができる。

69 第一章「律藏の資料論的意義」においては、はじめに問題の

所在について述べ、ついで阿含聖典成立の研究史を眺め、さらに律藏の資料論的特質について論じ、最後に研究の順序と資料について述べるが、これは本研究全體に對する序論的な性質を有する論考とみられる。この中、著者がとくに強調するところは、異本の多少、傳承の確實不確實性、内容の増廣改變の多少等よりして、律藏が阿含に比してすぐれた資料的價値を有するものとする點である。このことはもちろん、あくまで資料論の上での見解であり、それがただちに律藏と阿含そのものの優劣を云々するものでないことはいうまでもない。この論考の最後の研究の順序と資料は、初學者のためにすこぶる有益な記述である。ところで、その波羅提木叉の項中、「戒序」の前にパーリ戒經獨自の偈文が附加せられてある點についての註記(9)に四偈云々といつてあるが、筆者の見解によれば、それは四偈と見るべきではなく三偈と見るべきものとおもわれる。ちなみにその註記(8)に近藤正也氏の紹介論文のことがしるされてあるが、近藤氏のあげる偈文(「印度學佛教學研究」五の二、一六四頁)には、若干のミスがあるようである。タイの校訂本 *Kaṅkharāraṇi nāma Paṇṇokkharāraṇā* に對照してみると、第二偈の *bhikkhugaṇā ca* の *ca* は *ovāda* があるべきであり、第三偈の *viññāya* は *vajññāya* であるべきであろう。

第二章「漢譯律典翻譯の研究」においては、漢譯律典の譯者や譯出年代を明かにすることは、シナ佛教の研究にとつて重要なことであるが、また同時にインド佛教、とくにその戒律研究にとつても重要であるとして、まず五大廣律の一々について考察し、廣律の譯出に際して主導的役割を果たしたものは十誦律

であり、その翻譯については羅什が中心人物として活動した旨を論じている。ついで古譯時代の律典や廣律以後の譯出經典の一々について検討を加えている。その中には、すでに學者によつて検討済みのものであるが、また著者が洞徹せる觀察のもとに獨自に考證したのも多い。

第三章「經分別の成立より見た諸律の新古」は、諸律にふくまれるアヴァダーナの多少によつて經分別成立の新古を見わけようとしたものであるが、*apaṭana* と *avaḍḍana* のつかいわけにデータをあたえたこと、パーリの大アバダーナが律藏の序分と關係がふかいこと、そしてそこから律藏の序分のありかたに一つの判定がくだせることを論じたことは注目すべきことである。

第四章「波羅提木叉の研究」は、戒經が部派分裂以前の僧伽の研究資料たり得るか否かの究明から出發し、戒經の現在形を比較對照して、その新古を段階づけようとしたものである。衆學法を除いた他のものは部派分裂以前から確立していたが、衆學法のみは部派分裂以後に各部派ごとに條文化せられた。しかしその原形は、内容的には分裂以前にすでに存在していたとする。これはあたらしい説ではないが、堅實な所論によつてその裏付けがなされたということができる。

第五章「佛傳より見た受戒制度の新古」は、戒度部の成立年代を考察するにあつて、諸部派の戒度部の現在形の新古を明かにしようとし、そのめどとして、受戒制度の佛傳をとりあげる。そして佛傳をふくんだ受戒制度が古い傳統を有するものなることが具足戒法の型の調査からもいふやうとしている。これ

は誠に鋭利な觀察といふべきであらう。

第六章「戒度部組織の原型の研究」は、諸律の戒度部の現在形の考察から、主として上座部系戒度部の原始形を把握しようとするところである。ところで、著者はパーリと四分とは戒度部の組織やその數が合致することを述べ、部派分裂後にあたらしくまとめたものであれば、一々の戒度部のまとめたが合致することは困難であるという。けれどもこの點については分裂後にあつても、一方が他方のものを參考にしてまとめるということは、まつたくありえないことであらうかという疑問も生ずる。

第七章「七百戒度より見た律藏の形態」は、七百戒度の原形と七百會議の中心議題であつたといわれる十事の内容とについて検討を行なつたものである。著者はここで七百會議の歴史性を論じ、その年代をアショーク王の即位以前と見て、それが著者の依用する宇井博士の年代論とも、矛盾しない旨を述べている。なお著者は十事の内容の中、第二の *dvaṅgula-kappa* (二指淨) に関する解釋の相違について、漢譯諸律が一致して同じ解釋をとつている點からみるとパーリ律が何らかの理由で解釋を誤つたのではなからうかというが、筆者の見解はその反對である。漢譯諸律のいう二指抄食は、いわば食事の作法ともいふべきものであるが、パーリ律のいう二指(影)淨は、非時食という比丘にとつては重大な問題に關係している。二指抄食が衆學法にさだめられるような性質を有するのに對して、非時食は波逸提法に屬しており、その重要性の度合いを異にしている。そして十事その他の項目とにらみあわしても、衆學法に屬す

陳隋二朝にかけて活躍した天台大師智顛（五三八—五九七）が、北地の主禪佛教と南地の學解佛教とを綜合統一して教觀雙

るようなものは、ほとんどとりあげられていないのである。したがって、これは漢譯諸律の方が解釋を誤つたとみるのが妥當とかんがえられる。

最後に附録として律藏に引用される經典の種類や性質を調査したものがまとめられており、卷末には二六頁にわたる英文の綱要、四一頁におよぶ邦語ならびに梵語パーリ語の索引がつけられて、間然するところなき體裁を具備している。

以上は若干の私見を加えつつ本書の概要をのべたにすぎないものであるが、龐大な律藏文獻をあまねく涉獵して、諸律の成立段階を克明にあとづけ、部派分裂前の原始僧伽、分裂後の部派僧伽に對する研究資料の性格を明かにしたことは、他の部門よりは遅れているとみられる律の研究に一大曙光をあたえたものといふことができる。著者の長年の努力に對して深甚の敬意を表すると同時に、この研究を足場として律藏の内容そのものの研究がいちだんと進み、冒頭にあげたような諸問題に對して解明せられる日の近いことを切望してやまない。

（A5・七九一頁・昭和三五年九月・
山喜房書林發行・定價二、二〇〇圓）

佐藤哲英著

天台大師の研究

福島 光 哉

美の體系を確立し、以後の中國・日本の佛教思想に多大の影響を與えている事は周知の如くである。本著は此の天台大師が生涯に亘つて撰述したと云われる四十六部百八十八卷の現存する論著について、主として文獻學的立場から詳細に批判考證された大著であつて、佐藤哲英氏が三十餘年にわたつて研究せられた學位論文「天台智顛の著作に關する研究」の公刊である。先ずその梗概を紹介すると

(一)「天台智顛の生涯と著作」は通じて本研究の序曲と云うべきである。智顛生存當時の社會的教學的背景から論を起し、天台大師別傳、唐高僧傳及び國清百錄を主要な資料として、智顛の生涯を幼少時代、修學時代、瓦官寺時代、天台隱棲時代、三大部講說時代、晚年時代の六期に分け、更に思想的觀點から天台隱棲時代迄の前期と三大部講說時代以後の後期とに二大區分を成し得るとする。前期は慧思の思想的感化が強く、般若空觀を根底においた禪法中心の實踐的傾向の強い時代であり、後期は華頂峯上の頭陀を一轉機として法華經の諸法實相觀に根底をおき、四教五時の教判や三諦三觀の思想に見られる智顛独自の教學體系が確立せられる時代である。更に智顛の著作について親撰、眞說、假托の三分類を成し、(二)以降の詳細な研究への基本的態度を明らかにしている。

(三)「前期時代著作の研究」では、次第禪門、法華三昧懺儀、六妙法門、覺意三昧、方等三昧行法、法界次第初門、小止觀等について夫々の成立事情、思想的連關を詳細に検討している。

此の内代表的な著作は次第禪門十卷であつて、當時の智顛の思想的根據はここに見られ、他の諸著作は何れも本書の分出書か